

**毎週木曜日は窓口業務を延長
旅券（パスポート）の
受取業務も延長しています**

市庁舎本館市民生活課と各総合支所市民福祉課では、毎週木曜日に窓口業務を延長して行っています。

4月からは、旅券（パスポート）の受取業務も、新たに追加して行っています。

仕事などで市役所の執務時間内にお越しできない方は、ぜひご利用ください。

■窓口業務の延長日時

木曜日・19時まで（祝日・年末年始を除きます）

■延長して行う窓口業務

○印鑑登録

○戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・印鑑証明書の交付

○旅券の受取業務（旅券の申請受付業務は除きます）

※前記以外の窓口業務は、通常どおり8時30分から17時15分までです。

■問合せ

市庁舎本館市民生活課
市民係

TEL 0897-52-1121

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

**男女共同参画に関する研修
参加費の一部を補助します**

■補助の対象者

市内在住者で、ほかの公的機関から補助を受けない方

■補助対象となる研修

市外で開催される男女共同参画に関するフォーラム、講座など（14ページ下段に掲載の日本女性会議なども補助の対象になります）

■補助金額

研修参加に要する旅費のうち、2分の1を補助します。

■問合せ

市庁舎本館総務課
男女共同参画係

TEL 0897-52-11206

精神疾患での通院医療費の一部を公費で負担します

自立支援医療（精神通院医療）制度の支給認定を受けると、県指定医療機関での通院医療費の自己負担割合が原則1割となります。（世帯の所得状況に応じて負担上限額を定めています）

■対象者

統合失調症、てんかん、うつ病などで、通院による精神療養を継続的に要する方

■問合せ

市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

■問合せ

市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL 0897-52-11214

○各総合支所市民福祉課

福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

**重度の身体・知的障害者に
青い鳥郵便はがき無償配布**

郵便事業㈱では重度の身体障害者や知的障害者の福祉に対する国民の理解を深めることを目的として、通常郵便はがきを無償で配布します。

■対象者

身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの所持者

■配布枚数 一人につき20枚

■受付期間 5月31日(月)まで

■申込方法

身体障害者手帳または療育手帳を持って、最寄りの郵便局でお申し込みください。

■問合せ

各郵便局

市庁舎別館社会福祉課

障害者福祉係

TEL 0897-52-11214

○各総合支所市民福祉課

福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

**国民年金の手続きを
お忘れなく！**

- 問合せ ○新居浜年金事務所 国民年金課 TEL0897-35-1368
- 市庁舎本館市民生活課 年金係 TEL0897-52-1383
- 各総合支所市民福祉課 市民保険係（東予）
- 市民福祉係（丹原・小松）

こんなとき	どうする	どこで
20歳になったとき	厚生年金・共済組合の加入者以外は国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：配偶者の勤務先
会社を退職したとき	本人と配偶者は国民年金の加入手続きをする	市役所
配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養でなくなったとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所
配偶者が就職・転職したとき	扶養されている場合は、第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：年金事務所
口座振替を開始・停止・変更するとき	預金通帳・通帳の届出印・年金手帳を持って口座振替の手続きをする	ご利用の金融機関、年金事務所
住所が変わったとき	住所変更の手続きをする	第1号被保険者：市役所 第3号被保険者：配偶者の勤務先

特集記事 支所だより S I C S 情報最前線 お知らせ 催し 講座・教室 募集 施設ガイド 人権・同和教育他 各種相談 保健センター 当番病医院 他